

一般財団法人 教友会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人教友会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形市小白川町一丁目13番27号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育に関する研究と活動を助長し、山形県を中心とした東日本の教育文化の充実・振興に寄与するとともに、教育指導者及び学校教育者の研鑽育成と親睦を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山形県を中心とした東日本の教育文化に関する功労者の顕彰
- (2) 教育上の活動、研究に関する事業及び助成
- (3) 会館の運営
- (4) 教育指導者及び学校教育者など教育関係者の研鑽育成と親睦、連絡、意見交換
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、山形県を中心として東日本において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分（担保に供することも含む）しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算並びに予算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

<p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</p> <p>2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。</p> <p>3 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>4 前項の理事会の承認を受けた事業計画書、収支予算書は、定時評議員会へ報告するものとする。</p> <p>5 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。</p>
<p><b>第4章 評議員</b></p>
<p><b>(評議員)</b></p> <p><b>第8条</b> この法人に、評議員5名以上15名以内を置く。</p>
<p><b>(評議員の選任及び解任)</b></p> <p><b>第9条</b> 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。</p>
<p><b>(任期)</b></p> <p><b>第10条</b> 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了時までとする。</p> <p>3 第8条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>
<p><b>(評議員に対する報酬)</b></p> <p><b>第11条</b> 評議員の報酬は、各年度の総額が10万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。</p>
<p><b>第5章 評議員会</b></p>
<p><b>(構成)</b></p> <p><b>第12条</b> 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p>
<p><b>(権限)</b></p> <p><b>第13条</b> 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(2) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認</p>

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開 催)**

**第 14 条** この法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

**(招 集)**

**第 15 条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

**(議 長)**

**第 16 条** 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

**(決 議)**

**第 17 条** 評議員会の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

**(議事録)**

**第 18 条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人 2 名の記名押印をするものとする。

## 第6章 役員

### (役員)

**第19条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長、3名以内を常務理事とする。
  - 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって、同法第91条1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

**第20条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長、常務理事は、会長の選任後、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務)

**第21条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担掌理する。常務理事は、理事会において別に定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長、常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務)

**第22条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

**第23条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

**(役員解任)**

**第 24 条** 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

**(報酬等)**

**第 25 条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

**(役員損害賠償責任の免除)**

**第 26 条** この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が職務執行時に善意でかつ重過失がない場合において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

**第 7 章 理事会**

**(構成)**

**第 27 条** 理事会は、すべての理事で構成する。

**(権限)**

**第 28 条** 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

**(招集)**

**第 29 条** 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長及び常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

**(議長)**

**第 30 条** 理事会の議長は、会長とする。

**(決 議)**

**第 31 条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

**(議事録)**

**第 32 条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

**第 8 章 定款の変更及び解散**

**(定款の変更)**

**第 33 条** この法人は、評議員会の決議によって定款を変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 9 条についても適用する。

**(解 散)**

**第 34 条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

2 この法人が清算する場合において有する残余財産は、理事会及び評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第 9 章 公告の方法**

**(公告の方法)**

**第 35 条** この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

**第 10 章 事務局**

**(事務局)**

**第 36 条** この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

**第 11 章 雑 則**

**(委 任)**

**第 37 条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は酒井順一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

山口 光  
佐藤徳雄  
青木 勝  
小林道和  
森 洋一  
多田 正  
三井秀雄

別表 定款第 5 条第 1 項の財産は、次の財産をいう。

土地	山形市小白川町一丁目 13 番 27 号
建物	山形市小白川町一丁目 13 番 27 号 木造 2 階建
定期預金	